（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［略］

［2～4　略］

5　法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～二の二　略］

二の三　労働金庫電子決済等代行業（法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［三～三十九　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項の規定は、法第五十八条の三第五項又は法第五十八条の五第四項の規定による認可（労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

5　［略］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四十七条の二　労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該認可に係る当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該労働金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

［三～三十九　同上］

［6～15　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条　［同上］

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項の規定は、法第五十八条の三第五項又は法第五十八条の五第四項の規定による認可（労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5　［同上］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四十七条の二　労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　当該認可に係る当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該労働金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。